

★ 出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の一部を改正する規則（規則第五十四号）
（審査指導課）

一 改正の要旨

広島県西部こども家庭センター東広島支所の開設に伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和七年九月一日

★ 広島県行政組織規則の一部を改正する規則の一部の施行期日を定める規則（規則第五十五号）（経営企画チーム）

広島県行政組織規則の一部を改正する規則（令和七年広島県規則第二十九号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、令和七年九月一日とすることとした。